

7.3

完結

二六

昭和十八年燃料第 671 號

一八燃石第 6050 號 要官報掲載

接受	昭和	年	月	日
起案	昭和十八年六月廿三日			
接受	昭和十八年六月廿三日			
起案	昭和十八年六月廿三日			
施行	昭和十八年六月廿三日			
決判	昭和十八年六月廿三日			

炭業課長

炭務課長

炭政課長

石炭部長

燃料局長

金屋局長

總務局長

會計課長

法令審査委員

文書課長

主任



要官報掲載

397 41438

日本標準規格 B5 (182×257mm)

洋紙回議用紙

煙
料
局

次

大

臣



石炭積込用山元貯炭槽設置獎勵金交付規則制定ニ關スル件

石炭積込用貯炭槽設置獎勵金交付規則左ノ通制定公布相成可然哉

仙尾
件

仰
高
裁

「要官報掲載」

案

裏面白紙

商工省令第四十號
石炭積込用山元貯炭槽設置獎勵金交付規則左ノ通定ム
年七月三日

商工大臣名

- 第一條 石炭積込用山元貯炭槽設置獎勵金交付規則
セントスル鑽業權者又ハ使用權者ニ對シ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス
- 第二條 獎勵金ノ額ハ貯炭槽ノ設置ニ要シタル費用ノ三分ノ一以内トス
- 第三條 獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ様式第一號ニ依ル申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ
- 第四條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者前條ノ申請書ニ記載シタル事項ヲ變更セントスルトキハ豫メ商工大臣ノ承認ヲ受クベシ
- 第五條 獎勵金ハ貯炭槽ノ設置工事完了シタル後之ヲ交付ス但シ特別ノ事由アルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 第六條 獎勵金ハ其ノ交付ヲ受ケタル目的以外ニ之ヲ使用スルコトヲ得ズ

第七條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者貯炭槽ノ設置工事ヲ休止シ又ハ廢止セントスルトキハ豫メ商工大臣ノ承認ヲ受クベシ

第八條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者ヨリ鑛業權又ハ使用權ヲ承継シタル者貯炭槽ノ設置工事ヲ繼續セントスルトキハ其ノ承継人タルコトヲ證スル書面ヲ添附シ商工大臣ノ承認ヲ受クベシ

前項ノ規定ハ共同鑛業權者ノ脱退ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九條 獎勵金ノ交付ヲ受ケ設置シタル貯炭槽ハ工事完了ノ日ヨリ五年間ハ鑛山監督局長ノ承認ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ讓渡シ又ハ貯炭以外ノ用ニ供スルコトヲ得ズ

第十條 商工大臣必要アリト認ムルトキハ獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者ニ對シ貯炭槽設置工事ノ中止又ハ其ノ計畫ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第十一條 貯炭槽ノ設置工事完了シタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ商工大臣ニ届出ツベシ

第十二條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者獎勵金ノ交付ヲ受ケントスルトキハ様式第二號ニ依ル申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第十三條 商工大臣必要アリト認ムルトキハ獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル

ル者ニ對シ其ノ貯炭槽ノ設置工事又ハ會計ニ關シ報告ヲ爲サシノ書類、帳簿又ハ工事狀況ノ検査ヲ爲スコトアルベシ

第十四條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者又ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ商工大臣ハ獎勵金交付ノ指令ヲ取消シ、獎勵金ノ額ヲ減少シ又ハ既ニ交付シタル獎勵金ノ全部若ハ一部ノ返還ヲ命ズルコトアルベシ

一 本則又ハ本則ニ基キテ命ジタル事項ニ違反シタルトキ

二 獎勵金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

三 貯炭槽ノ設置工事ノ計畫ヲ變更シタルトキ

四 貯炭槽ノ設置工事ヲ休止又ハ廢止シタルトキ

五 貯炭槽ノ設置工事ノ中止ノ命令ヲ受ケタルトキ

六 不正ノ行爲又ハ怠慢アリタルトキ

七 貯炭槽ノ設置工事ノ爲支出シタル額ガ豫算ニ比シ著シク相違スルトキ

第十五條 本則ニ依リ商工大臣ニ提出スル書類ハ正副二通トシ貯炭槽ノ所在地ヲ管轄スル鑛山監督局長ヲ經由スベシ

附則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

裏面白紙

様式第一號

石炭積込用山元貯炭槽設置獎勵金交付申請書

鑛區（使用鑛區）所在地

鑛區（使用鑛區）番號

石炭山名

鑛業權者又ハ使用權者

石炭積込用山元貯炭槽設置致度候條設置獎勵金

圖交付相成

度別紙貯炭槽設置計畫書及貯炭槽設置費豫算書相添此段及申請候也

年月日

住所

申請人氏

名印

商工大臣宛

備考 二以上ノ鑛業權者又ハ使用權者ガ共同シテ設置セントスル場合ニ於テハ連署ヲ以テ申請スルコト

397 41443

321

別紙(一)

貯炭槽設置計畫書

貯炭槽ノ容量(銘柄別ニ記載スルコト)

貯炭槽ノ敷地面積並ニ敷地所有者及敷地ガ自己ノ所有ニ係ラザル場

合ニ於テハ其ノ使用ノ權利ニ關スル事項(土地使用契約済ナル場合ニ

於テハ其ノ契約書寫ヲ添付スルコト)

三 貯炭槽建設工事ノ概要(設計圖ヲ添付スルコト)

機械器具類(機械器具類ノ名稱、箇數、新古別、型式、大サ、能力

及用途ヲ記載シ其ノ配置圖ヲ添付スルコト)

五 貯炭槽ト坑口、選炭場、石炭積込場所(鐵道引込線路又ハ積出港、

積出驛、通路等)及既設貯炭槽トノ關係(圖面ヲ以テ示スコト)

六 工事ノ着手及完了ノ期日

備考 貯炭スベキ石炭ヲ產出スル石炭山ニ付左ニ掲グル事項ヲ記載

シタル書類ヲ添付スルコト但シ二以上ノ石炭山ノ石炭ヲ取扱フ場合

ニ於テハ產出石炭山別ニ記載スルコト

一 當該年度及其ノ前年度ノ月別銘柄別出炭豫定及出炭実績

二 既設貯炭槽ノ容量(銘柄別ニ記載スルコト)

三 其ノ他參考トナルベキ事項

397 41444

322

別紙(二)

貯炭槽設置費豫算書
一 貯炭槽建設工事費

費目	數量	單價	金額	備考
地形費	立方米			
土留工事費	面平方米			
貯炭槽工事費	立方米			
上家工事費	平方米			
計				

397 41445

323

裏面白紙

裏面白紙

二 機械器具類設置費

費目	数量	単価	金額	運搬費	据付費	計	備考
ベルトコンベヤー式	台						
バグトコンベヤー式	台						
計							

三 附帯工事費

費目	数量	単価	金額	備考
軌道設置工事	米			
電力工事一式				
計				

397 41446

324

號

石炭積込用山元貯炭槽設置獎勵金交付申請書

指令番號

鑛區(使用鑛區)所在地

鑛區(使用鑛區)番號

石炭山名

鑛業權者又ハ使用權者

石炭積込用山元貯炭槽設置工事完了致候條獎勵金
相成度設置費支出明細書相添此段及申請候也

圖交付

年月

住所

申請人氏名印

商工大臣宛

備考

一 二以上ノ鑛業權者又ハ使用權者ガ共同シテ設置シタル場合ニ於テハ連署ヲ以テ申請スルコト

二 設置費支出明細書ハ設置費豫算書ノ様式ニ準ジテ之ヲ作成シ決算額ガ豫算額ト著シク相違スル場合ニ於テハ其ノ理由ヲ備考欄ニ記載スルコト

8

裏面白紙

説明

第八十一回帝國議會ノ協賛ヲ經テ成立シタル豫算ニ據リ石炭積込
用山元貯炭槽ヲ設置シタル者ニ對シ獎勵金ヲ交付スルコトト成リ
タルヲ以テ之ガ交付規則ヲ制定スルノ要アルニ依ル

洋
紙
紙